様式２（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 識別番号 |  |

番　　　　号

令和　　年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付決定通知書

補助事業者

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付申請のあった令和　　年度廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第８条の規定により通知する。

令和　　年　　月　　日

環境大臣（又は福島地方環境事務所長）　○○○○

記

１．交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及びその内容は、令和　　年　　月　　日付け第　　号交付申請書のとおりである。

２．交付決定額は、次のとおりである。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付決定額　　　　　　　　円

３．補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び廃棄物処理施設モニタリング等事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。

４．この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における交付要綱第８条に定める申請の取り下げをすることができる期間は、令和　　年　　月　　日までとする。

５．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとする。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当官の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）